

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年9月20日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 富士屋スクエア
所在地 上越市大字土橋2283番地 外
設置者 有限会社マルコ富士屋商店
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う物の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）株式会社セリア 代表取締役 河合映治 岐阜県大垣市外渕2丁目38番地
（変更後）株式会社ハードオフコーポレーション 代表取締役 山本太郎 新発田市新栄町3丁目1番13号
- 3 変更年月日
令和6年8月30日
- 4 変更の理由
テナント入れ替えのため
- 5 届出年月日
令和6年9月4日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
（なお、上越市産業政策課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
令和6年9月20日から令和7年1月20日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電 話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp